

# 美術作品の公開に関する情報基盤の構築運営と 近代日本における美術受容史研究への応用

課題番号 15520083

平成15-17年度科学研究費補助金〔基盤研究C(2)〕研究成果報告書

静岡大学附属図書館

平成18年3月



000652236 1

研究代表者  
静岡大学情報学部教授

**高松 良幸**

005

5

静岡大学附属図書館

0006522361

平成 15－17 年度科学研究費補助金基盤研究 C（2）

研究成果報告書

1. 研究課題 美術作品の公開に関する情報基盤の構築運営と近代日本における美術  
受容史研究への応用
2. 課題番号 15520083
3. 研究組織  
研究代表者 : 高松 良幸（静岡大学情報学部教授）  
研究分担者 : 八重樫 純樹（静岡大学情報学部教授）
4. 研究経費  
平成15年度 8,000千円  
平成16年度 6,000千円  
平成17年度 7,000千円

# 研究の概要

本研究は、材質が脆弱である等により、実物の公開期間に制限されることが多い日本美術等の作品が、いつ、どこで公開されるかという公開情報を、インターネットを介して研究者を含む多くの人々に流布させるための手法を研究するとともに、日本では従来省みられることが少なかった個別美術作品の公開・所蔵等の履歴情報の蓄積を図り、そのデータに基づいて、近代日本美術受容史研究を試みるものである。その具体的な研究手法として、以下の3項目を実施した。

## ①日本美術を中心とした各種美術作品の公開情報に関する逐次更新型データベースの構築、インターネット上への試験公開

2003年11月に「文化財と出会うー国宝・重要文化財（美術工芸品）等の公開情報ー」(<http://www5f.biglobe.ne.jp/~bunkazai/>)というホームページを開設した。開設以前に、国宝・重要文化財に指定された美術作品の所蔵・保管者約20機関と当該ホームページへの協力交渉、ホームページ用のデータ入力等を実施。2006年3月31日現在、7機関371件の作品の公開情報を掲載、開設以来の当該ページへのアクセス数は、同日現在5406件である。

## ②上記データベースで取り上げる各作品についての履歴情報の収集、データベース化

公開履歴に関しては、博物館・百貨店等の展覧会図録等、所蔵履歴に関しては、指定文化財目録、戦前の売立目録等を参照し、履歴情報の収集、データベース化作業を進めた。

## ③履歴情報を題材とした近代日本における美術作品受容史研究

美術作品の公開・所蔵履歴データをもとに、近代日本における美術受容史の研究を実施した。具体的には、近代における美術作品公開の場としての博物館、社寺、百貨店などの機能の研究、個人による美術作品所蔵の意味に関する研究を行なった。

# 目 次

|     |                         |    |
|-----|-------------------------|----|
| I   | ホームページ「文化財と出会う」         | 1  |
| II  | 美術作品・文化財公開情報の提供に関する現状調査 | 14 |
| III | 美術作品・文化財の公開・所蔵履歴        | 17 |
| IV  | 美術作品・文化財公開のかたち          | 20 |
| V   | 匿名の個人所蔵者                | 25 |



## 凡 例

本報告書は、研究代表者の高松良幸が全編執筆した。

「II 美術作品・文化財公開情報の提供に関する現状調査」に関する調査は、高松と研究分担者の八重樫が共同で行なった。

# I ホームページ「文化財と出会う」

## 1. ホームページ開設準備

当該のホームページを開設するに際して、平成15年6月から8月前半にかけて、電話および文書により、次の文化財所蔵機関等に、文化財公開情報の提供による参加を依頼した(資料1参照)。

国公立美術館・博物館 10機関

私立美術館・博物館 5機関

寺院・神社等 5機関

文化財所蔵機関 1機関

この依頼に対する回答は、次のとおりである。

公開情報の提供を承諾した機関 5機関

所蔵機関からの公開情報の提供は行わず所蔵機関が行なう公開情報の印刷物・ホームページ等による広報を再編集して当ホームページに掲載することを認めると回答した機関 2機関

当ホームページへの公開情報の提供を行なわないと回答した機関 2機関

無回答 12機関

無回答の機関に対しては、電話による回答依頼を行なったが、これに対しては、すべて検討中との回答が寄せられたが、その後も終に回答は寄せられず、これら機関については、情報提供を行なわない意志であると判断した。

公開情報を行なわないと回答した2機関の理由は、いずれも正確な公開情報の提供ができないというものであった。具体的には、この2機関は、いずれも大規模な国公立博物館施設で、文化財の公開に関しては、ほぼ1ヶ月ごとに多くの点数を展示替し、そのすべての内容を、短期間のうちに完全に把握することが困難であること、急な展示予定の変更の場合の連絡体制に不安があることが示された。

一方、ホームページ開設に当たっての各機関からの要望の中で目立ったのは、自らの所蔵作品の機関外における公開、機関外所蔵の作品の自公開施設における公開に関する情報を、当ホームページに掲載することを拒否するというものであった。その理由としては、当該機関が、作品の借用先、貸出先との信頼関係の維持のため、確実な公開情報を提供、また当ホームページにその情報を誤りなく掲載する上で、事故が発生する可能性を完全に否定できないことがあげられた。当ホームページへの情報提供を承諾いただいた某機関の所蔵作品のうち、別の当ホームページへの情報提供機関に寄託されている作品については、それが、寄託先の機関で公開されている場合でも、当ホームページで情報提供できない場

合があった。そのため、基本的には、当ホームページで紹介する文化財・美術作品の公開情報は、所蔵機関が、自らの公開施設で行う場合のみに限定する形となった。

## 2. ホームページの仕様

以上のような経緯を経て、同年8月から10月にかけてホームページ開設の準備を行い、11月9日、「文化財と出会う－国宝・重要文化財（美術工芸品）等の公開情報－」（<http://www5f.biglobe.ne.jp/~bunkazai/>）というホームページを開設した。以下、当ホームページの仕様について紹介する。

### 1) トップページおよび関連ページ

まず、トップページには、以下の文章を配し、当ホームページを開設する趣旨を明らかにした。

このホームページは、実物の文化財・美術作品が、いつ、どこで公開されるかという情報を介して、これらを公開、出品される方々と、これらに触れたいと希望する方々の間を結ぶことを目的として開設します。

文化財・美術作品のご所蔵・保管者の方々から、実物の文化財・美術作品が、いつ、どこで一般公開されるかという情報を寄せていただき、それを集成することで、文化財・美術作品の実物を見学・拝観したいと希望するの方々にとって必要な情報を提供することを意図してまいります。

これまで、文化財や美術作品のデジタル化やインターネット上への情報提供は、これらのデジタル画像の作成、集成、インターネット上への掲載などという方向で進められることが多かったと思います。デジタル・アーカイブやヴァーチャル・ミュージアムなどと称されるこれらの文化財・美術作品に関する情報提供は、遠隔地にある文化財や美術作品について学びたい人々にとって有力な手段であることは確かです。

しかし、文化財や美術作品をより深く知る、学ぶためには、デジタル技術等による複製ではなく、実物のこれらを見学・拝観することは欠かせません。また、実物の文化財・美術作品に接する感動は、複製に接するよりも、はるかに大きいものであるといえます。

ただ、材質が脆弱なものが多い日本の文化財・美術作品に関しては、その保存のため、公開期間に制限を設ける必要があるものが多く、いつでもそれらを見学・拝観できるとは限りません

個別の文化財・美術作品がいつ、どこで公開されるのかという情報は、その見学・拝観を希望され

る方々に必要不可欠な情報であると考えます。

実物の文化財・美術作品に触れたいと希望される方々に必要とされる個別の文化財・美術作品が、いつ、どこで公開されるかという情報の提供を、このホームページでは試みてゆきたいと考えています。

なお、当ホームページの開設・運営は、「美術作品の公開に関する情報基盤の構築運営と近代日本における美術受容史研究への応用」(文部科学省科学研究費補助金基盤研究(C)(2) 研究代表者 高松 良幸)の一環として実施するものです。

そして、このページから、文化財の公開情報を所蔵者別に紹介するページ(「所蔵者別一覧」)へのリンクを設定した。さらに、トップページからは、「ホームページのご利用にあたって」「文化財・美術作品のご所蔵・保管者の方へ(当ホームページへの公開情報ご提供の依頼)」の各ページへのリンクのほか、研究代表者のホームページへのリンク(「高松良幸研究室」)、研究代表者あてのEメール送信の設定を行なった(「ご意見・ご要望(メール)」)。

このうち、「ホームページのご利用にあたって」は、このホームページの利用に当たっての注意事項を閲覧者に示したもので、以下の内容を記した。

#### このホームページのご利用にあたって

このホームページにアクセスするとき、およびこのホームページを利用するときには、以下の条件および法律に従うことになります。

このホームページにアクセスし、閲覧することによって、以下の条件に同意されたこととなります。

#### 記

当ホームページ上の情報内容(テキスト・画像等)は、著作権上の保護の対象となっています。これらを非商業的、かつ個人的な目的以外で複製またはダウンロード等の使用をしないでください。

当ホームページからリンクされている文化財・美術作品の所蔵者・管理者・公開者等のホームページ上にある情報内容(テキスト・画像等)の使用につきましては、各ホームペ

ページの定める規定を遵守して使用ください。

当ホームページの使用、閲覧、およびそれらに基づく全ての結果は、閲覧者の責任で行うこととなります。当ホームページの製作、配給に関わるいかなる第三者も、当ホームページにアクセス、使用することから生じるいかなる損害にも責任を負いません。

文化財や美術作品は、保存のため、予定されていた公開期間や公開場所を変更する場合がございます。これらの急な公開予定の変更には、当ホームページの内容が対応できない場合が発生する場合があります。閲覧者が実物の見学・拝観等をされる際は、これらの公開先で、公開状況をご確認ください。

当ホームページで提供する公開情報、文化財・美術作品に関するテキスト・画像データの多くが、提供元の所蔵者・管理者・公開者等に依拠するものであるため、これら関係者の著作権等の知的財産権保護に配慮して、如上の内容を示した。

また、「文化財・美術作品のご所蔵・保管者の方へ（当ホームページへの公開情報ご提供の依頼）」は、文化財・美術作品の所蔵・保管者等に当ホームページへの情報提供の参加を呼びかけるもので、以下の内容を記した。

#### 文化財・美術作品のご所蔵・保管者の方へ（当ホームページへの公開情報ご提供の依頼）

当ホームページでは、文化財・美術作品等が、いつ、どこで公開されるかという情報をご提供いただけるご所蔵・保管者を募集しています。

当ホームページでの文化財・美術作品等の公開情報のご提供にご興味のある方、ご協力いただけます方は、下記のメールアドレスあて電子メールで、また住所あて郵送でご連絡ください。

折り返し、ご協力・ご参加に関するご案内をお送りいたします。

#### 当ホームページが文化財・美術作品等のご所蔵・管理者にお願いしたいこと

ご所蔵・管理される文化財・美術作品が、いつ、どこで公開されるかについての情報（以下「公開情報」という）を、当ホームページ管理者あて、ご連絡ください。

寺社等における拝観の場合は、拝観目録等を、博物館施設等で開催される展覧会等への出品場合は展覧会の出品目録等を、また、それ以外の個人・法人の場合は、上記に類する内容の目録を、当ホームページ管理者あて、郵送、ファクシミリ送信、電子メール送信等でご連絡ください。

ご連絡の方法は、上記もしくはその他の確実な方法の中で、ご所蔵・管理者のご負担が最も小さいものをお選びください。



また、ホームページをお持ちのご所蔵・保管者の方で、そのホームページ中に、公開情報をご掲載の場合は、その内容の当ホームページへの引用、ならびに、そのホームページへの当ホームページからのリンク設定をお認めいただくだけでもかまいません。

当ホームページで取り上げる文化財・美術作品は、国宝・重要文化財に指定されている有形文化財(美術工芸品)、またこれに準じる有形文化財(美術工芸品)を主な対象とします。それ以外の文化財・美術作品等に関しましては、当ホームページ管理者とご相談ください。

公開情報のご提供に際しましては、ご所蔵・保管者ご自身による公開だけではなく、ご所蔵・管理者以外による公開(ご所蔵・管理者以外が主催する展覧会等への出品等)についてもお願いいたしたく存じます。ただ、かかる公開情報のご提供が困難な場合には、ご所蔵・管理者ご自身による公開情報のご提供をいただくのみでもかまいません。

当ホームページの内容は、ご提供いただいた公開情報に基づいて、当ホームページ管理者が製作します。

ご所蔵・保管者がホームページを開設され、そのホームページに公開情報で取り上げる文化財・美術作品等に関する情報を掲載されている場合、当ホームページからリンクを設定することをお認めください。

故意に虚偽の公開情報をご提供された場合には、当ホームページへの協力参加をお断りする場合があります。

その他、ご質問、お問い合わせ等がありましたら、当ホームページ管理者あて、お寄せください。

連絡先:高松 良幸(静岡大学情報学部助教授)

〒432-8011 浜松市城北 3-5-1 静岡大学情報学部

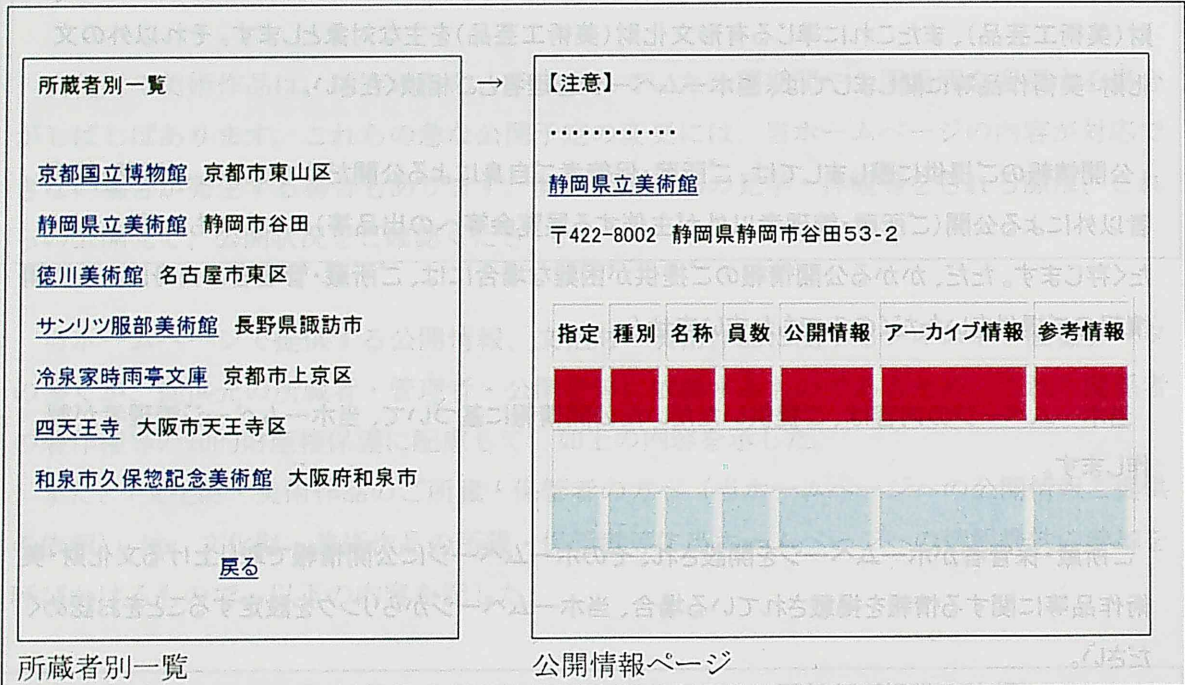
電子メール:takamatsu@ia.inf.shizuoka.ac.jp

残念ながら、このページの呼びかけに応じて、文化財・美術作品の公開情報の提供に協力いただける所蔵者・管理者等は、本研究期間の終了まで現れなかった。

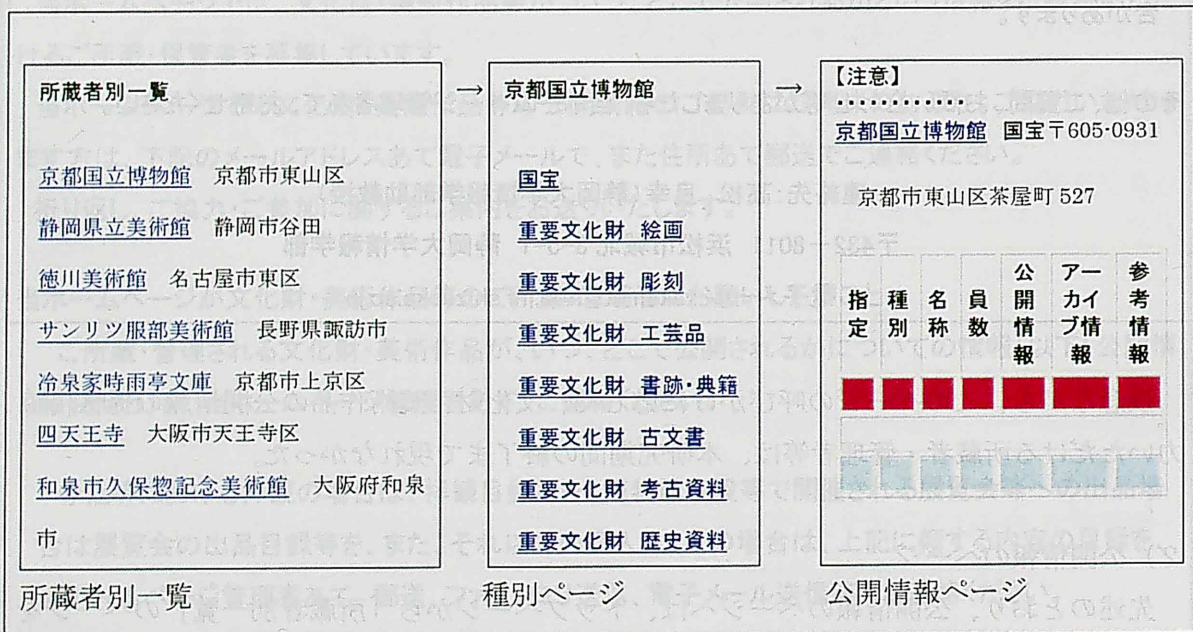
## 2) 公開情報のページ

先述のとおり、公開情報のページへは、トップページから「所蔵者別一覧」のページを経て、各所蔵者の公開情報ページにいたるリンクの設定を行なった。これは、公開情報の提供は所蔵者自ら行なう文化財・美術作品の公開の場合に限りたいという複数の情報提供

者の要望に即した場合、所蔵者ごとに公開情報の提供を行なうことが合理的であると判断したためである。ただ、1所蔵者あたりの所蔵文化財件数が多い場合には、文化財・美術作品の種別毎等のページを「所蔵者別一覧」と公開情報ページの間挟み、閲覧者の見易さに配慮した（図1）。



所蔵文化財件数が少ない場合



所蔵件数が多い場合

図1 「所蔵者別一覧」から公開情報ページへのリンク



【注意】

公開情報の提供には、間違いがないよう、最大限配慮しておりますが、万が一に備え、必ず公開先のホームページ・連絡先等で公開に間違いがないか、ご確認の上、お出かけください。  
間違いがあった場合には、お手数ですが、当ホームページ管理者あてメールにてお知らせください。

財団法人 サンリツ服部美術館

〒392-0027 長野県諏訪市湖岸通り2-1-1

\*アクセス・休館日・開館時間等はサンリツ服部美術館ホームページでご確認ください。

| 指定 | 種別  | 名称・員数                     | 公開情報  | アーカイブ情報                 | 参考情報 |
|----|-----|---------------------------|---|-------------------------|------|
| 国宝 | 工芸品 | 楽焼白片身替茶碗 銘不二山 光悦作         | 1口<br>2005.12.2~<br>2006.1.29<br>サンリツ服部美術館<br>「茶の湯の名品」で<br>公開 | サンリツ服部美術館HP→収蔵品<br>のご紹介 | ○    |
| 重文 | 絵画  | 葡萄図 日親筆                   | 1幅  |                         | ○    |
| 重文 | 絵画  | 三十六歌仙切 (能宣) 佐竹冢伝来         | 1幅  | サンリツ服部美術館HP→収蔵品<br>のご紹介 | ○    |
| 重文 | 絵画  | 孔雀明王像                     | 1幅  |                         | ○    |
| 重文 | 絵画  | 山水図「破草鞋印」玄晴、周崇、性<br>智賛    | 1幅  |                         | ○    |
| 重文 | 絵画  | 桃花小禽図                     | 1幅  |                         | ○    |
| 重文 | 絵画  | 望海楼図 惟肖得巖賛                | 1幅  |                         | ○    |
| 重文 | 絵画  | 北野天神縁起絵巻(弘安本)残開(尊<br>意参内) | 1幅  |                         | ○    |
| 重文 | 絵画  | 弘法大師絵伝                    | 1巻  |                         | ○    |
| 重文 | 工芸品 | 色絵芙蓉菊文様皿                  | 1枚  |                         | ○    |
| 重文 | 工芸品 | 龍甲手天目茶碗                   | 1口<br>2006.1.31~5.21<br>サンリツ服部美術館<br>「茶の湯の名品」で<br>公開          |                         | ○    |
| 重文 | 工芸品 | 古九谷色絵牡丹文八角大皿              | 1枚  |                         | ○    |
| 重文 | 工芸品 | 古九谷色絵牡丹鳥文大皿               | 1枚  |                         | ○    |
| 重文 | 書・典 | 兀庵普寧墨蹟(志無第二念云々)           | 1幅  |                         | ○    |
| 重文 | 書・典 | 大燈国師墨蹟 靈徹字号               | 1幅  | サンリツ服部美術館HP→収蔵品<br>のご紹介 | ○    |
| 重文 | 書・典 | 物初大観墨蹟 黄山谷草書杜詩跋           | 1幅  |                         | ○    |

図2 服部サンリツ美術館の公開情報ページの内容

### 3) 公開情報ページ

公開情報ページ(図2)は、各文化財・美術作品毎に、「指定」、「種別」、「名称」、「員数」、「公開情報」、「アーカイブ情報」、「参考情報」の各情報を紹介する一覧表形式で作成した。

「指定」は、国宝または重要文化財(「重要文化財」と表記)の別を示した。

「種別」は、文化財の指定種別を示すもので、「絵画」、「彫刻」、「工芸品」、「書跡・典籍」(「書・典」と表記)、「古文書」、「考古資料」(「考古」と表記)、「歴史資料」(「歴史」と表記)のいずれかを示すものである。この2項目については、国の文化財指定基準に準拠した。

「名称」は、国の指定名称を基本としながら、指定名称が長いものについては略称化を行ない、また、一般的によく知られていると思われる俗称については、これを括弧付きで併記した。

「員数」は、国の指定名称に記されたものを基本的に引用した。

「アーカイブ情報」は、インターネット上に公開されている当該文化財・美術作品の画像・テキストデータ等のうち、リンクの許諾を得たもの、リンクフリーでインターネット上に公開されているものを紹介した。

「参考情報」は、後述の参考情報ページへのリンクを設定するための項目で、当該欄に「○」を記し、そこから参考情報ページへのリンクを設定した。

さて、このページの主要なコンテンツに該当するのが「公開情報」の項目である。「公開情報」には、当該文化財が、いつ、どこで公開されるかという公開情報を、期間、場所、展覧会名を付して記述した。公開情報は、公開情報提供者から、印刷物やEメールにより提供された情報をそのまま転記する場合と、当ホームページ管理者が、公開情報提供者が印刷物やホームページで公開している情報を転記する場合があったが、件数としては、後者の方が多かった。

### 4) 参考情報ページ

参考情報ページ(図3)には、「指定名称・員数」、「指定年月日」、「略称・別称」、「詳細情報」、「参考文献」、「主な公開履歴」、「その他の情報」の項目を設けた。

「指定名称・員数」、「指定年月日」については、当該文化財の指定データを文化庁が公表したデータを参照し、記入した。<sup>1</sup>

「略称・別称」に関しては、これまで各種文献等において紹介されている主なものを記した。

「詳細情報」は、個々の作品・文化財に関する内訳、概要等の情報を記する予定であったが、十分な調査の暇なく、ほとんど実施することができなかった。

「参考文献」は、当該作品・文化財がこれまでに紹介された主な文献を記した。特に、大判のカラー写真等を含む文献で、比較的発行部数の多いものを中心に選定した。

「主な公開履歴」は、これまで当該作品・文化財が公開された展覧会等における公開期間、場所、展覧会名を記した。近年のもので展覧会図録が発行されているものを中心に選定した。

「その他の情報」では、当該作品・文化財の所蔵履歴等のうち判明しているもの等について記した。

| 国宝 扇面法華経冊子 |  |    |
|------------|--|----|
| 指定名称・員数    | 紙本著色扇面法華経冊子(九十八葉)  | 5帖 |
| 指定年月日      | 明治 30 年 12 月 28 日<br>国宝 昭和 26 年 6 月 9 日  |    |
| 略称・別称      | 扇面法華経<br>扇面古写経   |    |
| 詳細情報       |  |    |
| 参考文献       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・『日本美術全集 8 王朝絵巻と装飾経』講談社 1990 年(一部)</li> <li>・白畑よし『扇面法華経下絵、経文字解』しこうしゃ 1989 年</li> <li>・『日本古寺美術全集 7 四天王寺と河内の古寺』集英社 1981 年(一部)</li> <li>・秋山光和他『扇面法華経』鹿島出版会 1973 年</li> <li>・『秘宝 3 四天王寺』講談社 1968 年</li> </ul>   |    |
| 主な公開履歴     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1987. 10.31～11.23「源氏物語と王朝人の美意識」徳川美術館(うち無量義経、巻第七)</li> <li>・1992・1993 年「四天王寺の宝物と聖徳太子信仰」大阪市立美術館・サントリー美術館(展示替不明)</li> <li>・1993.10.13～11.23「やまと絵」東京国立博物館(展示替不明)</li> <li>・1994.4.12～5.15「王朝の美」京都国立博物館(うち巻一・観普賢経、展示替不明)</li> <li>・1998.10.20～11.23「王朝の仏画と儀礼」京都国立博物館(うち巻一・巻七、展示替不明)</li> <li>・2001.10.6～11.11「彩られた紙 料紙装飾」徳川美術館(うち観普賢経、展示替不明)</li> </ul> |    |
| その他の情報     |  |    |

図 3 扇面法華経冊子(四天王寺)の参考情報ページの内容

#### 5) ホームページの作製に用いたソフトウェアおよび公開の方法

ホームページ作製に当たっては、IBM 社「ホームページビルダーVer.7」を使用した。インターネット上での軽快なデータ転送のためには、テキストエディタ等を使用したホームページ作製が望ましいが、当ホームページはテキストデータ中心で、軽いデータ量の転送で済むため、頻繁なデータ更新に対応することの便を考慮して、市販のホームページ作製ソフトウェアを使用した。

また、ホームページを配信するサーバは、当初、研究代表者が所属する研究機関のものを使用する予定であったが、研究機関休暇期間中、電気設備点検時などの停電時におけるサーバ停止の可能性を考慮して、民間企業が運営するインターネットプロバイダー(BIGLOBE)のサーバを使用することとした。なお、サーバ契約の際、トップページにアクセスカウンターを設置およびアクセスログの分析可能な設定を行ない、当ホームページ



の閲覧者の動向調査を可能にした。

また、開設直後には、当ホームページが一般のインターネット利用者の検索の対象となるよう「Yahoo!」、「Google」、「Goo」、「Exite」、「infoseek」のホームページ検索機能の充実した大手インターネットサイトに検索対象となるよう当ホームページを登録した。また、当ホームページへの公開情報の提供者等に書面やEメールを通じて、ホームページ開設の案内を行なった。

### 3. ホームページの運用と分析評価

当ホームページ公開後の運用と評価については以下のとおりである。

#### 1) 当ホームページの利用

当ホームページのトップページに対しては、平成15年11月の開設から平成18年3月末までの間、累計5406件のアクセスがあった。このうち、平成15年度は、開設期間が実質5ヶ月で413件あり、平成16年度のアクセス数501件は、実質的にはアクセス数がやや落ち込んだ印象があるが、平成17年度は4492件と大幅な伸びを見せた。

平成15年度は、開設の広報等を通じて当ホームページの存在を知った閲覧者が多かった、開設の初期効果が現れたと思われるが、それが一巡した平成16年度は、ホームページの知名度が十分でない段階のためアクセス数が少ないまま推移した、しかし平成17年度はホームページの存在が一般にも徐々に認識され、アクセス数が大幅に伸びたと推測される。この推測が正しいとすれば、当ホームページの有用性に対する認識が、時間の経過とともにされてきたことを窺わせる。<sup>2</sup>

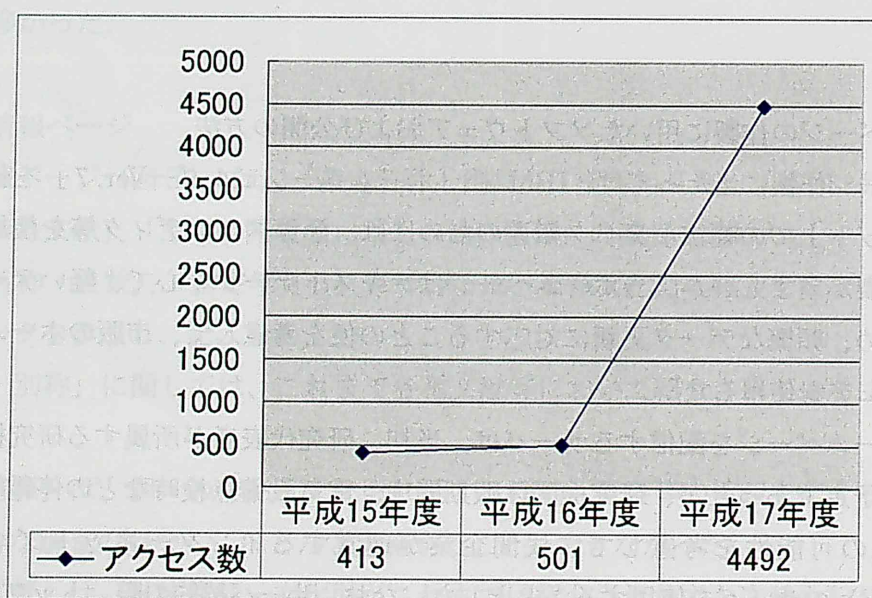


図4 ホームページ（トップページ）への年度毎アクセス数

一方、アクセスログにより、当ホームページへのアクセス・リピーターの分析を行なったところ、88%が1回のみ、6%が2回、3%が3回、3%が10回以上という結果であった。インターネット閲覧者の特性として一過性の閲覧者が大半を占めることは当然であるが、一定量のアクセス・リピーターが存在することが明らかになった。このことから当ホームページの有用性は、一定の認識を受けていると推測できる。

## 2) 公開情報データの更新

当ホームページの開設趣旨である美術作品・文化財の公開に関する逐次的情報伝達においては、先述のとおり、所蔵者＝情報提供者からホームページ管理者への直接的な公開情報の提供を受けて行なう場合と、所蔵者自身が発行する印刷物や自身が公開しているホームページの内容を、当ホームページ管理者入手する場合があります、後者が圧倒的に多い場合が多かった。

このうち、最も正確な情報が入手できたのは、所蔵者自身が行なう展覧会などの際の報道機関向けプレスリリース用資料の配布先に、当ホームページ管理者を加えていただいたサンリツ服部美術館のケースであった。当該所蔵者は、原則、所蔵者自身による所蔵作品・文化財の公開のみを行なう美術館施設で、所蔵品に関する管理が複雑でないこと、プレスリリースに展示替えを含めた出品一覧表を添付する習慣を有していたことなどがその理由として挙げられる。

しかし、他の所蔵者に関しては、特別展示などのケースには出品一覧表などの情報提供をいただける場合が多かったが、通常の展示等に関してはかかるデータが作成されない場合もあり、情報提供が滞るケースも多かった。また、情報提供元の所蔵者等が印刷物やホームページ等で自ら公にしている公開情報を、当ホームページに引用する場合は、当該公開情報が、迅速に当ホームページ管理者に把握されにくい場合があった。いくつかの所蔵者に公開情報の提供に関する事情の聞き取り調査を実施したところ、特に美術館・博物館施設等では展示準備期の学芸員等の多忙さ、近年の美術館・博物館改革の中での学芸員等の負担増などの理由が挙げられた。

当ホームページの開設趣旨からすると、特定の美術作品・文化財が公開される場合、その公開期間以前に、公開場所、期間をもれなく当ホームページに掲載することが望ましいことはいうまでもないが、現実問題として、美術作品・文化財の所蔵者、公開者以外の者がそれを実現することには困難が伴うものといえた。そのため、実際の当ホームページの運用の中では、誤りのない公開情報を提供すること、すなわち、公開されていることがしっかりと確認できる美術作品・文化財の公開情報を提供することに重点を置かざるを得なかった。

美術作品・文化財の公開情報の提供に関しては、実際に美術作品・文化財の公開に当たる所蔵者、公開者がこれを実施することが望ましい。ただ、実際には、これらの実務を担

当する美術館・博物館等の学芸員等の職員にとっては、かかる業務の実施は、負担の増加に繋がるもので、困難さを伴うものであるといえる。

### 3) 公開情報の提供のあり方

美術作品・文化財の公開情報をインターネットを通じて公開することには十分な需要と有効性があるが、正確な公開情報を流布させるためには、美術作品・文化財の所蔵者、公開者が自ら実施することが望ましい。しかし、文化財の所蔵者、公開者には、これに対応するだけの十分な余裕がないというのが実態であると思われる。このような状況の中で、美術作品・文化財の公開情報の流布を進展させるためには、どのような方策が望まれるだろうか。

この問題を解決するための一つの方策として、美術館・博物館等の施設が美術作品・文化財の公開情報を提供する場合には、ボランティアの活用を提案したい。近年、多くの日本の美術館・博物館においては、これらの施設の社会的存在意義を明らかにするための諸改革に取り組んでおり、その中で、ボランティアの美術館・博物館活動への参加が、重要な要素を占めつつある。しかし、これら施設におけるボランティアの活動は、展示解説や学芸諸業務の補助などの範囲に限られることが多く、ボランティアに委任し得る新たな業務の開発が、多くのこれら施設において検討されている。

美術館・博物館におけるボランティアの多くは、美術作品・文化財の愛好者である場合が多く、同時にそれらを保存、活用することについての関心も高く、また美術作品・文化財について、より多くの人々に接してもらいたいと願っている人が多いと思われる。美術作品・文化財の公開情報の提供にボランティアが参画することは、脆弱な材質のため公開期間が制限される場合が多い日本の美術作品・文化財がいつ、どこで公開されるかを多くの人々に紹介することを通じて、美術作品・文化財の公開期間の制限が、これらの保存に役立つと同時に、公開期間を多くの人々に知ってもらうことによって、限られた公開期間がより有益なものになることをボランティアの人々に実感してもらい易いものであると考える。そして、かかる活動へのボランティアの参画は、美術作品・文化財の保存と活用の中という美術館・博物館の根本的使命を、ボランティアを通じてより多くの人々に理解してもらうための契機となろう。

また、美術作品・文化財の公開情報に関しては、その所蔵、公開機関が自身のホームページで提供するよりも、多くのこれら機関が参画するホームページで提供するほうが利用者の便を図る上で優れていることはいうまでもない。当ホームページとほぼ時を同じくして、国により公開された「文化遺産オンライン」のような美術作品・文化財に関する所蔵、公開機関横断的なホームページにこそ、個別の作品・文化財に関する公開情報の掲載が望ましいし、それが実現できるような取り組みを求めたい。<sup>3</sup>それが実現できたときには、かかるホームページの存在意義が、より多くの人々に深く認識できると考える。



---

注

- 1 以下のデータを参照した。  
『国宝・重要文化財総合目録』 ぎょうせい 1999年  
文化庁ホームページ <http://www.bunka.go.jp/>
- 2 公開情報の提供者や当ホームページを閲覧した経験のある美術史研究者の多くからは、当ホームページの有効性に関する意見を多くいただいた。
- 3 「文化遺産オンライン」には、収録美術作品・文化財に関する公開情報を掲載することが可能であると仄聞しているが、現時点ではその機能はほとんど活用されていない。

## Ⅱ 美術作品・文化財公開情報の提供に関する 現状調査

本研究では、美術作品・文化財の公開情報に関するホームページの開設運営を行なうと同時に、かかる分野の情報提供が既存の美術作品・文化財に関連するホームページでどのように行なわれているかに関する調査もあわせて実施した。調査方法は、ホームページ調査ならびにホームページを開設機関に対する聞き取り調査の形で実施した。

以下、調査結果の概要を紹介する。

### 1. 美術館・博物館施設

美術館・博物館は、美術作品・文化財の公開を主要な使命として設置されている施設であり、それは、展示という形で実践されている。従って、文化財公開情報の提供は、展示の広報という形で行われるのが一般的である。

近年、多くの美術館・博物館がホームページを開設するに到り、展示に関する広報も、インターネットを通じて行なわれることが一般化している。そして、これら美術館・博物館のホームページによる展示広報では、展示替えの内容を含んだ展示品の一覧表の掲載、主要展示品の掲載が行なわれるのが一般的である。

しかし、各美術館・博物館が所蔵する個別の作品・文化財に関して、それがいつ、どこで公開されるかを広報する形態の情報提供は、ほとんど行なわれていないのが現状である。

このような情報の提供を試みている数少ないホームページの一つが、東京国立博物館ホームページ (<http://www.tnm.jp/>) である。同館のホームページには、「今日出会える名品」というページがあり、同館のホームページ閲覧者が、閲覧当日、同館において展示されている所蔵品を知ることができる内容になっている。また、このコンテンツの内容を同館ホームページの所蔵品紹介のページに反映させ、個別の所蔵品について、現在および近い将来、それが展示予定にある場合には、その期日を知ることができるようになっている。本研究において作製したホームページと類似したコンテンツであるが、同館所蔵品が、館外で公開される場合の情報提供にはいたっていない。

一方、やはり数少ないが、自館の管理する美術作品・文化財が館外で公開される場合の公開情報を提供している美術館・博物館のホームページも存在する。代表的なのは、高野山霊宝館ホームページ (<http://www.reihokan.or.jp/>) で、同ホームページ中の「宝物貸出情報」というページでは、同館管理の文化財のうち、館外で公開中のものについて、その名称、公開される展覧会等の名称、場所、公開期間等の一覧を掲載している。

しかし、大半の美術館・博物館のホームページでは、所蔵、管理する美術作品・文化財

の公開状況に関する情報は見られず、当該分野に関連するコンテンツとしては、展覧会紹介、所蔵、管理品紹介という自館の広報的なものに止まっている。

## 2. 社寺

日本の文化財の所蔵者として極めて大きな比重を占めるのが神社、寺院等の宗教法人であるが、これら社寺においても、近年、ホームページを開設するケースが多くなっている。その中では、自らが所蔵する美術作品・文化財を紹介するコンテンツも数多く見られるが、その公開情報まで明示するケースは少ない。もっとも、社寺等のホームページで紹介される美術作品・文化財の多くは、当該社寺の拝観可能期日においては、常時公開されているという場合も多く、それらについては、あえて公開情報の掲載を行なう必要はないかもしれない。ただ、拝観可能な場所以外に収蔵される美術作品・文化財に関しては、ホームページ上における紹介そのものが少ない傾向が窺える。

しかし、寺院における秘仏など、宗教的理由により拝観期日を年数日以内、あるいは数年、数十年に1度と限っている場合も多く、これらに関しては、公開情報の提供があることが望ましい。この点に関しては、対応が見られる場合とそうでない場合が存在する。

## 3. 国・地方自治体

国は、先に紹介した「文化遺産オンライン」等、国内に所在する美術作品・文化財に関するアーカイブ情報を提供するホームページ設置しており、また各地方自治体においても、その行政区域内に所在する美術作品・文化財に関するアーカイブ情報に関するコンテンツを、各自自治体のホームページ内に設置することが一般的になっている。ただ、「文化遺産オンライン」の場合、設置時の目標としていた参加機関数1000以上には、現状では及んでいない内容であるし、また地方自治体による美術作品・文化財アーカイブも、それを公開する自治体によって、充実した内容のものとそうでないものが存在する。

これら公的機関による日本の美術作品・文化財に関するアーカイブの構築、運営は、いまだ発展途上にあるというのが現状であるが、特に美術作品・文化財に関する公開情報の提供という点に関しては、これらにおいては、ほとんど行なわれていない。

## 4. その他

美術作品・文化財の所蔵機関としては、他に図書館・文書館や大学等の教育機関があり、これら機関の多くも、ホームページを有している。そして、アーカイブ情報のインターネット上への公開という点では、美術館・博物館施設等よりも、これらの機関のほうが優れた内容を有している場合も多い。しかし、これら機関における美術作品・文化財の公開情報は、美術館・博物館同様、それらが展示という形で公開される場合の広報として行なわ

れることが一般的である。図書館等のホームページにおいて、アーカイブ情報が充実しているのは、貴重な実物資料の閲覧に代わって、複製の閲覧により利用者の便を図ろうとする意図に基づくものといえる。

それ以外の美術作品・文化財所蔵者としては、既存の美術作品・文化財等の保存を目的として設置され、自らはそれらの公開施設を持たない非営利団体、企業、個人などがある。これら法人、個人は、所蔵する美術作品・文化財に関するホームページを有さない場合が大半で、従って、自らその公開情報を提供することもほとんどできない。これら法人、個人が所蔵する作品・文化財の公開情報は、それらが美術館・博物館等で展示された際、当該施設による展示の広報の形で行なわれるのが一般的である。

## まとめ

以上のように、インターネットを通じての個別の美術作品・文化財に関する公開情報の提供は、近年、東京国立博物館ホームページ等において実施されるようになってきているが、十分な広がりを見せていない。美術館・博物館、社寺等において公開情報を提供することは、展示や拝観の広報という形の中で行なわれるのが一般的であるというのが現状であろう。

かかる美術作品・文化財の公開情報のあり方について、複数の美術館・博物館学芸員に聞き取り調査を実施したところ、個別の作品・文化財に関する公開情報提供の意義については賛同するものの、近年の美術館・博物館に対する評価の中で、来館者数や売り上げ等の数的評価が注目を集める現状においては、広報の主眼は、これら数的評価に直結し易いと思われる展示の広報に置かれることが多いこと、公開情報の提供は、従来、美術館や博物館が行なってこなかった形態の情報提供であること、また、多忙な学芸諸業務の中で、新たな業務が加わることへの懸念などから、これら機関が、進んで公開情報の提供を行ない難い状況が、多くの学芸員から語られた。

### Ⅲ 美術作品・文化財の公開・所蔵履歴

本研究では、現在および近い将来に行なわれる美術作品・文化財の公開情報を、インターネットを通じて、広く流通させることだけでなく、その公開実績を、公開履歴として記録することを重要な目標の一つとした。あわせて、本研究開始以前の各作品・文化財の公開履歴について、可能な限り記録することとした。また、美術作品・文化財の受容史を研究するための重要な資料としては、所蔵履歴も重要である。公開履歴と所蔵履歴を照らし合わせることによって、各時代の美術作品・文化財の受容のあり方を知ることができる。

しかし、日本においては、特に戦後、この公開・所蔵履歴の記録や公開は、これらの公開の場として大きな役割を担ってきた美術館・博物館等においても、十分に行なわれてきたとはいえない<sup>1)</sup>。本研究では、微力ながらこれらの履歴情報の収集、記録を実施するとともに、そこから読み取ることができる近代の各時期における美術作品・文化財の公開のあり方を明らかにしようと試みた。

#### 1. 公開履歴情報の収集、記録

公開履歴の収集は、基本的には、美術館・博物館等において過去に開催された展覧会の出品目録・図録、これら機関が発行する広報誌<sup>2)</sup>などの印刷物によって行なった。また、公開履歴収集の対象としては、すべての分野の美術作品・文化財とすることは困難であるため、当研究において作製したホームページへの公開情報提供者が所蔵する国宝・重要文化財ならびに、国宝指定絵画とした。また、調査対象の年代は、「文化財保護法」が施行された1950年代以降を中心とし、それ以前については、できる範囲での調査とした。

ただ、各作品・文化財に関するすべての公開履歴を収集することは極めて困難で、最終的には、研究代表者が把握しえた公開履歴を記録するのみに止まった。また、公開履歴データ引用元の印刷物は、展覧会等の事前に、その広報のために作成されたものも多く、展示予定の急な変更があったか否かなどのデータは入手できなかったため、確実な公開履歴が記録できなかった恐れがある。展覧会中の展示替え状況についても把握が困難な場合が多く、正確な公開期日、日数の把握は困難であった。

データとしては、粗漏の多い内容のまま研究期間を終えたのであるが、今後引き続いて入手できた公開履歴データを追加していくことで、徐々に不備を補っていく予定である。ただ、これまでに記録した公開履歴データからでも、美術作品・文化財の公開のあり方に関し、一定の分析を行なうことは可能である。

一方、その公開履歴データの記録に関しては、表計算ソフトである「マイクロソフト・エクセル」を用い、図4のような書式を設定してデータを記入していくこととした。表計算ソフトを用いることで、一覧表を容易に作成するとともに、各年の公開回数、日数の計

算、再計算が容易になることを意図した。<sup>3</sup>

| 番号     | 名称             | 所蔵者 | 指定<br>年月日 | 19〇〇年 |    |  | 19〇〇年 |    |  |
|--------|----------------|-----|-----------|-------|----|--|-------|----|--|
|        |                |     |           | 回数    | 日数 |  | 回数    | 日数 |  |
| pk0001 | 普賢菩薩像          | 東博  | S26.6.9   |       |    |  |       |    |  |
| pk0002 | 虚空蔵菩薩像         | 東博  | S26.6.9   |       |    |  |       |    |  |
| pk0003 | 鷹見泉石像<br>渡辺崋山筆 | 東博  | S26.6.9   |       |    |  |       |    |  |
| pk0004 | 雪景山水図<br>梁楷筆   | 東博  | S26.6.9   |       |    |  |       |    |  |
| pk0005 | 伴大納言絵巻         | 出光美 | S26.6.9   |       |    |  |       |    |  |

図4 国宝絵画に関する公開履歴情報記録の書式

## 2. 所蔵履歴の収集、記録

所蔵履歴の収集に関しても、基本的には各種美術・文化財関係図書、展覧会目録・図録等の印刷物に掲載されている内容に沿って、各年代における所蔵者を明らかにしていった。

ただ、所蔵者が個人の場合の所蔵履歴は、戦前における記録は、かかる印刷物によってかなりの部分が判明するが、戦後の個人所蔵者については、不明な場合がほとんどである。しかし、「文化財保護法」施行後、文化財保護委員会・文化庁によって数年に1度のペースで編纂されてきた国宝・重要文化財に関する目録には、個人の所蔵者名も記されているので、国宝・重要文化財を主な調査対象とした本研究では、各年代のかかる文化財目録を中心に所蔵履歴データを収集することができた。

| 番号     | 名称             | 所蔵者 | 指定<br>年月日 | 19〇〇年 |  |
|--------|----------------|-----|-----------|-------|--|
|        |                |     |           |       |  |
| pk0001 | 普賢菩薩像          | 東博  | S26.6.9   |       |  |
| pk0002 | 虚空蔵菩薩像         | 東博  | S26.6.9   |       |  |
| pk0003 | 鷹見泉石像<br>渡辺崋山筆 | 東博  | S26.6.9   |       |  |
| pk0004 | 雪景山水図<br>梁楷筆   | 東博  | S26.6.9   |       |  |
| pk0005 | 伴大納言絵巻         | 出光美 | S26.6.9   |       |  |

図5 国宝絵画に関する所蔵履歴情報記録の書式

所蔵履歴の記録方法は、やはり、「マイクロソフト・エクセル」を用いた一覧表形式とした(図5)。

### 3. 公開・所蔵履歴データの活用

公開・所蔵履歴データについては、本研究終了時点において、なおデータの追加、編集を進めているが、近い将来、これを公開する予定である。公開の方法に関しては特に所蔵履歴に関しては、戦後の個人所蔵者のデータについては、その氏名を明らかにしないなどデータ公開範囲について、現在検討中である。

一方、本研究ではこれらのデータを活用しながら、近代における日本美術の受容の諸相に関する外観的な研究を行なった。その内容については、次に紹介する。

- 
- 1 美術作品・文化財の公開・所蔵情報については、西洋美術等の分野では、古くから、これを重要な作品・文化財にまつわる情報として記録する習慣がある。日本美術に関しては、所蔵履歴に関しては、特に名物茶器などにおいて、これを記録する習慣がある。一方、公開履歴に関する記録は、美術館・博物館等が収蔵品管理のための内部資料として記録することは多いと思われるが、これを公表している例は、極めて少ない。  
ただ、近年は、かかる美術作品・文化財の公開・所蔵履歴に関する記録を含んだ出版物を美術館・博物館等が発行する例も、静岡県立美術館「狩野派の世界」(1999年)ほか、散見されるようになってきている。
  - 2 美術館・博物館の広報誌の中では、東京国立博物館編『国立博物館ニュース』が、国宝・重要文化財の公開機会が多い東京、京都、奈良の国立博物館における各月の展示内容を詳細に紹介し続けてきた歴史があり、またその縮刷版も発行されているので、有益な公開履歴のデータソースとなった。
  - 3 実際には、当該作品・文化財の展示替え状況が不明な展覧会も多く、日数計算機能は、ほとんど使用するに到らなかった。

## IV 美術作品・文化財公開のかたち

### 1. 美術館・博物館の美術作品・文化財公開機能

近代の日本において、美術作品・文化財の公開の場として大きな役割を果たしてきたのが、美術館・博物館であることは今更いうまでもない。しかし、その美術作品・文化財の公開に関する機能は、近年にいたるにつれ、より大きなものになってきていることが、本研究の公開履歴調査により明らかになった。

具体的な例として、和泉市久保惣記念美術館のケースを指摘したい。同館は、大阪府和泉市において、明治時代以来綿織物業を営んできた久保惣太郎家が、1982年、収集してきた日本・東洋美術のコレクションを和泉市に寄付し、これを保存、公開する施設として設立されたものである。美術館設立の基礎となったコレクションには、国宝2件、重要文化財28件（現在29件）が含まれ、戦後日本における優れた個人日本美術コレクションの一つとして知られていた。また、例えば、同コレクション中の「伊勢物語絵巻」、「駒競行幸絵巻」などの図版は、『日本絵巻物全集』（角川書店）、『日本絵巻大成』（中央公論社）をはじめとする多くの美術書、日本史や古典などの中学・高校教科書、一般書などに広く紹介されるなど、そのコレクションの内容については、久保家個人蔵時代から、出版物による紹介の機会が多かった。しかし、その実物公開は、1974年の「特別展 絵巻」（東京国立博物館）など、その機会極めて限られていた。

ところが、1982年、そのまとまった形でのコレクション公開が「久保惣コレクション 東洋古美術展」（東京国立博物館）が開催され、直後の同館の開館以降、同館の国宝・重要文化財コレクションは、多くの公開機会を得ていくこととなる。例えば、先にあげた2絵巻は、同美術館で例年春に開催されることが多い同館所蔵名品展に多くの場合出品される以外に、各地の美術館・博物館で開催される展覧会に出品される機会が、美術館開館以降激増した。

「文化財保護法」第1条には、「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする」と記されており、文化財は、保存の上に立って、適宜公開等の活用の実をあげるべきことを謳っている。文化庁は、平成8年7月12日付け文化庁長官裁定の「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」において、次の具体的な公開基準を定めている。

#### 2 公開の回数および期間

(1) 原則として公開回数は年間2回以内とし、公開日数は延べ60日以内とする。

なお、重要文化財等の材質上、長期間の公開によってたい色や材質の劣化を生じるおそれの少ないものについては、この限りでないこと。



- (2) たい色や材質上の劣化の危険性が高いものは、年間公開日数の限度を延べ 30 日以内とし、他の期間は収蔵庫に保管して、温・湿度に急激な変化を与えないようにする必要があること。

以上の基準と照らし合わせると、同美術館が、この基準に即した中で、その上限に近い日数を公開に当てるコレクション運営を行なっていることが、本研究における作品・文化財の公開履歴調査から明らかとなった。久保惣コレクションは、美術館という場を得て、適切な公開の機会、期間と場を獲得したといえる。また、美術作品・文化財の保存という観点においても、美術館・博物館の設備、システムの方が、個人その他の場合より優位にあることは、一般的傾向として指摘できよう。

同様の傾向は、やはり近年、個人コレクションを基礎にして開館したサンリツ服部美術館のコレクションや、近年個人から国を経て奈良国立博物館に収蔵された国宝「十一面観音像」などについても指摘できる。これらの作品・文化財の公開の機会は、個人蔵の時代に較べると飛躍的に増大している。

美術館・博物館は、現代において美術作品・文化財の保存、公開を最もバランスよく行ない得る社会的機能と位置づけることができる。ただ、近年各地の美術館・博物館において叫ばれている改革の中で、利用者本位のサービスの充実、入館者数等の数的評価の導入などの声は、美術館・博物館が有するこの保存と公開のコレクション運営のバランスを崩すおそれを危惧せずにはいられない。利用者の要望に応じることは、特定の著名作品・文化財の公開の機会の増加に繋がりがねないし、入館者の増加を図るための特別展の増加は、特定の著名作品・文化財の過度の公開機会の発生に繋がりがねないものであると考えるからである。

もっとも、日本の美術館・博物館における従来の展示のあり方にも問題がある。それは、マスコミ等が美術館・博物館と共催する大規模特別展には多くの利用者が集まりやすく、美術館・博物館が単独で行なう常設展示には利用者が集まりにくいという美術館・博物館利用者の行動形態である。

大規模特別展と常設展の間に大幅な利用者数の乖離が見られるのは、大規模展がマスコミ等による幅広い展覧会広報が実施されるのに対し、常設展の場合、館単独の広報に止まるため、十分な広報効果が期待できないことがしばしば指摘される。しかし、本研究で開設した個別の美術作品・文化財の公開情報を、さまざまな形で流布させ、足の踏み場もないような込み具合の大規模展ではゆっくり干渉できない作品が、常設展ではじっくり鑑賞できることをアピールするような広報に繋げていけば、このような状況の改善に繋がるのではなかろうか。また、材質が脆弱なため、公開期間の制限を行なわざるを得ない日本の美術作品・文化財が公開される機会は、平常展であっても貴重な機会であること、公開期間に制限を設けなければ日本の美術作品・文化財の将来の継承が難しいことについても、機会があることにアピールすることが求められる。

これまで美術館・博物館が守ってきた保存と公開のバランスをとったコレクション運用は、美術作品・文化財を次世代に引き継ぐと同時に、現代人もその活用の機会を得るといふ文化財保護の本旨を具現化するものといえる。美術館・博物館に関する諸改革が実行されている中でも、これはどうしても守られなければならないものである。

## 2. 社寺の美術作品・文化財公開

日本の美術作品・文化財の多くが社寺によって保存されてきたことは、国宝・重要文化財に指定されている美術工芸品の過半が社寺の所蔵物件であることから明らかである。また、日本の文化財保護制度が、1897年公布の「古社寺保存法」からスタートしたことも、日本の美術作品・文化財の公開に、寺社が果たしてきた役割は大きいといえる。

社寺における美術作品・文化財の公開は、すでに江戸時代において、拝観、開帳、出開帳、虫干しなどの機会に実施されてきたが、近代初頭に発生した廃仏毀釈や神仏分離という混乱を経た後も、社寺における美術作品・文化財の公開は、幅広く実施されてきた。1874年東大寺大仏殿回廊で、正倉院宝物も含めた同寺等の宝物を展覧した「奈良博覧会」、いずれも高野山金剛峯寺等で開催された1894年の「桓武天皇御祭典奉賛宝物展」、翌年の「高野山什宝展覧会」などのような特別な機会の展示のほか、通常的な拝観も実施されてきた。戦後は、農地解放等で疲弊した社寺経済を補う一助として、社寺の有料拝観が一般化したほか、昭和30年代以降、社寺の文化財収蔵庫、宝物館等の施設の設立が相次ぎ、社寺自身による文化財公開の機会も増加した。

一方、「古社寺保存法」の施行以降、同法第7条の「社寺ハ内務大臣ノ命ニ依リ國寶ヲ官立又ハ公立ノ博物館ニ出陳スルノ義務アルモノトス但シ祭典法用ニ必要ナルモノハ此ノ限ニ在ラス」という規定により、東京・京都・奈良の皇室博物館に社寺より出品される美術作品・文化財も多かった。これらの美術作品・文化財は、昭和30年代以降、多くの社寺に設立された収蔵庫、宝物館等の施設に返還される場合も多かったが、皇室博物館の後身の各国立博物館にそのまま寄託されたり、戦後多くの地方自治体に設立された公立美術館・博物館に寄託されたりするものも多かった。

さて、公開履歴調査では、戦後の社寺所蔵美術作品・文化財の公開については、国宝絵画が主な調査対象となったため、次のような結果となった。すなわち、社寺自身により美術作品・文化財を管理、公開している場合においては、建造物と一体化している障壁画などでは、常時公開というケースが多く、逆に掛幅などの公開は、美術館・博物館における大規模特別展などの機会に限られること、社寺自身による管理、公開であっても宝物館等における公開を主とする場合には、適切な公開期間の設定が行なわれるケースが多いこと、美術館・博物館等に寄託された作品・文化財に関しては、特に国立博物館の場合、大規模特別展、常設展を含めて適切な公開期間の設定が行なわれているという傾向が明らかになった。

社寺自身が美術館・博物館機能を有する場合でも、社寺以外の美術館・博物館において社寺の所蔵品が公開される場合においても、美術館・博物館という機能が社寺所蔵の文化財の公開に関して、現在極めて有効な役割を果たしているものといえる。

### 3. 個人・その他団体の美術作品・文化財公開

主な調査対象となった国宝絵画については、個人所蔵の美術作品・文化財は、個人から国公立の美術館・博物館施設への売却、寄付などにより、徐々に減少の方向にある。その理由については、後述するが、現在でも個人の所蔵に帰している作品・文化財に関しては、美術館・博物館に寄託されているものについては、寄託先の施設等において適切な公開期間の設定が行なわれているケースが多い。一方、所蔵者自身で管理していると思われる作品・文化財に関しては、大規模特別展等に出品される以外は、公開の機会はきわめて乏しい。

社寺自身が管理する障壁画等以外の国宝絵画と同様の結果となった。

一方、個人等のコレクションの保存を目的に設立された財団法人等で、自身による公開施設を持たない団体などでは、美術作品・文化財の公開を外部の美術館・博物館等に依存することになる。本研究のホームページへの情報提供に参画いただいた財団法人冷泉家時雨亭文庫の場合、2004年の「京都冷泉家『国宝名月記』」、2005年の「やまとうた一千年」（いずれも五島美術館）において所蔵品を公開したが、一般的な美術館・博物館における所蔵品、寄託品に較べると、その公開期間は、多いとはいえない。かかる団体の場合、所蔵品の公開を行なう場合、公開先の美術館・博物館施設との公開に関する条件交渉に、所蔵者、館側とも手間ひまがかかることも、影響していると思われる。

ただ、同財団を含め、美術作品・文化財の保存を目的として設立された団体は、作品・文化財の保存に重点を置くのが組織としての使命であり、例えば冷泉家時雨亭文庫が同編『冷泉家時雨亭叢書』（朝日新聞社）など、学術目的の出版物の刊行により、文化財の公共的意義を果たそうとする姿勢は、公開機会の少なさを補って余りある。

### 4. デパートにおける美術作品・文化財の公開

デパートの催事場等を会場とした美術作品・文化財の公開は、戦前から頻繁に行なわれ、戦後も、多くの国宝・重要文化財を展示するデパート展が開催されてきたが、1974年1月14日付けの文化庁の通知により、同年2月以降、デパート等の臨時施設における国宝・重要文化財の公開は禁止された<sup>1</sup>。しかし、それまでの間、デパートは、国宝・重要文化財等の美術作品の公開の場として大きな役割を果たしてきた。

デパートにおける美術作品・文化財の公開は、最初のデパート展といわれる1904年、三越で開催された「尾形光琳展」以降、各地のデパートで実施されてきた。美術作品・文化

財の展示を専門とする美術館・博物館が少なかった戦前においては、デパートの催事場は展示イベントの開催場所として重宝な存在であったし、また都市部のターミナルに所在する場合が多いデパートは、交通の便という点でも、鑑賞者にとって最適な場所であったといえる。

残念ながらデパート展に関する公開履歴の調査は、デパート展の記録にあたる出品目録や展覧会図録が纏って残っているケースが極めて稀であり、本研究では調査可能な範囲の記録に止まった。デパート展の実態解明は、今後の課題として残った。

1974年、デパート等の臨時施設における国宝・重要文化財の公開禁止措置がとられた理由としては、その数年前に頻発したデパート火災への問題意識から、デパートが、指定文化財の公開場所としてふさわしくないと判断されたこと、催事場を会場とするデパート展は、展覧会の設営、撤収をあわただしい中で行なう必要があり、出品される作品・文化財に関する取り扱い上のミスが懸念されたことなどがしばしばあげられる。しかし同時に、1960年代以降、全国各地に公立、私立の博物館が多数設置され、指定文化財の公開の場としては、作品・文化財の公開専門施設としてのこれら施設への期待があったこともあげられよう。実際、これ以降、社寺などが自身で所蔵する作品・文化財を公開する場合を除くと、美術館・博物館以外の場における、作品・文化財の公開は、事実上なくなっていくのである。

## まとめ

以上の考察の通り、現代社会においては、美術作品・文化財が公開される場として、美術館・博物館が極めて大きな役割を果たしていることがわかる。それ以外の公開の場としては、社寺が自ら行なう場合が存在するが、社寺自身による公開の中でも、宝物館など美術館・博物館的機能を有する場が増加しつつある。さらに、社寺・個人・その他団体の所蔵品を他者が公開するという場合も、その場は美術館・博物館施設に集約されつつある。

美術館・博物館というシステムが、現代社会において日本の美術作品・文化財の公開の場として主要な役割を担っているのは、脆弱な材質の日本美術の公開に関し、適正な公開期間の設定など、作品・文化財の運用のノウハウの蓄積があるためである。現在日本各地の美術館・博物館施設の中で繰り広げられている改革の中でも、このノウハウだけは失われることは許されない。美術館・博物館に代わって作品・文化財を適正に公開するシステムは他になく、これら施設の危機は、作品・文化財の危機に直結するのである。

---

1 この通知は1998年9月28日付けで廃止された。

## V 匿名の個人所蔵者

美術作品に関するさまざまな文献を閲覧していく中で気付くことの一つに、個人が所蔵者の場合の表記法が、年代とともに変化してきているということがある。すなわち、戦前の美術関係の文献では作品名とともに個人の所蔵者を表記する場合には、姓名を記し、さらに華族の場合は、姓名の前にその爵位を記すという方法が一般的であるのに、戦後は個人所蔵者の氏名を記さず、また個人蔵などと表記することで匿名化することが一般的である。また、戦後において個人所蔵者を固有名詞で表記する場合も若干ながら存在するが、その場合は「〇〇家」と家名（姓のみ）で記すことが一般的である。

ここでは、このような戦後における個人所蔵者の匿名化について、所蔵履歴調査の結果を参照しながら考察する。

### 1. 匿名化の動向

すでに述べたように、戦前の美術関係の文献で作品の個人所蔵者を記す場合は、姓名ともに記し、さらに当該所蔵者が華族の場合には、その爵位を姓名の前に記すという方法が採られるケースが圧倒的に多い。ところが戦後になると個人所蔵者名は、戦後においては、ほとんどの美術関係の文献では、無記名または個人蔵と記され、稀に個人の固有名詞を記す場合は家名（姓）のみを記すことが一般的である。

このような、個人名の匿名化の理由としては、1947年に導入された相続税の影響が大きいことがしばしば指摘されている。個人が遺した遺産を相続する際に、相続者が遺産の額が大きい場合に、その一部を税金として納める相続税は、前年1回限りで徴収された財産税とともに、富裕層への極めて大きな財産課税であり、この両税が課税対象とした遺産に美術品等も含まれていた。実際、この両税、特に財産税の導入で、戦前の多くの美術品所蔵者は、その所蔵品を手放すことを強いられ、これを税の財源としたという指摘は、しばしば行なわれている。これ以降、美術作品が課税対象にならないよう所蔵者名の匿名化が進んだという見方が一般的であり、所蔵者名の匿名化も、1947年頃を境に広まっていったことが確認できた。

ところで、家名のみを記す表記法も、このような匿名化の流れの中で、固有名詞を記述する方法として用いられたものと思われる。すなわち、相続税等の財産課税は、個人財産を対象に課されるものであるから、所有者を家という団体で表記しておくことで、作品の帰属を曖昧化することを狙った記述法であるといえる。この家名を記す表記法は、昭和40年代までの美術関係図書に散見されるが、昭和50年代以降、ほとんど見られなくなる。家名という表記方法は、この時期に進展した核家族化や個性尊重の風潮の中では、実態から乖離したものとなってきたためだろうか。<sup>1</sup>

この時期以降の美術関係図書や展覧会図録等においては、個人所蔵者の氏名は、作品名と並列して表記されることはほとんどなくなるが、代わって、図書制作や展覧会開催の協力者として図書や図録の凡例等に紹介することが増えてくる。しかし、ここ数年の傾向では、このような形での氏名の表記も、図書や図録から削除されるケースが増えてきている。近年における個人情報、プライバシー保護の動向とこれを関連付けることができるかもしれない。

ところで、このように匿名化された所蔵者の個人名が、復活する場合がある。それは具体的には、個人コレクションを基礎にした美術館や博物館が設立されたとき、あるいは個人コレクションが美術館・博物館等へ寄贈された時などである。これらの事例は、個人の財産としての美術作品を公共の財産として提供したということに対する称賛を、その個人に帰するために行なわれるものであると捉えることができる。

また、昭和40年代頃までは、家名とはいえ、所有者の固有名詞を明らかにする傾向が存在したことは、個人による美術コレクションを称賛の対象と考える意識があったことを想像させる。

個人所蔵者名の匿名化には、美術コレクションを形成する個人を名誉ある存在と社会が捉えているか、いないかという問題があるように思われる。

## 2. 戦前における個人コレクションの動向

ここで、戦前の個人による日本美術コレクションに目を移すことにする。戦前における日本美術の個人コレクションは、江戸時代の旧大名家や旧公家などが、そのコレクションをそのまま保持していたケース、旧大名家、公家、有力社寺などが保有していた江戸時代以来の美術コレクションが、入札会という美術市場を通じて、この時期に大きな経済的発展を遂げた益田孝（鈍翁）などの財閥系財界人の手許に移動して形成されたケースにおおよそ大別できる。戦前の日本美術の移動の動向については、高橋義雄（箒庵）『近世道具移動史』<sup>2</sup>などに詳しい。

このいずれのケースであっても、個人コレクションに含まれる美術作品の紹介が行なわれる際には、その所蔵者が匿名化されるケースは極めて稀であった。もちろん、相続税など美術作品に対する資産課税がない時代であるから、所蔵者名が明らかになることによる税制上のデメリットがなかったからともいえるが、優れた美術作品を所有することが知られることは、盗難等の災厄のリスクを背負うのであるから、所蔵者名を匿名とするものがあってもよい筈である。しかし、大半の場合は所蔵者名を明示し、しかも華族の列に連なるものは、その爵位を姓名の前に記す。そこには、美術作品の所蔵者としての誇りすら感じさせる。

具体的に二つのケースを考察すると、まず、江戸時代以来の美術コレクションを所蔵している旧大名家、公家などは、それらが自家の歴史と名誉を象徴する物証であるものであ

ることが考えられる。これらの家が歴代所蔵してきた作品の中には、それがどの合戦における勲功により、天下人から与えられたもの、などという由緒来歴があるものがあり、それを伝えることが、自家の名誉を守ることに繋がるという考えがあったためであると思われる。

一方、近代以降大きな経済力を獲得した財閥系財界人たちのコレクションは、旧大名家等の前時代の優れた美術コレクションの所蔵者が、大正期以降、経済的苦境に陥って自家伝来の所蔵品を入札会等で売り立てたもの入手して形成されたものである。そこには、前時代の支配階級である大名たちが、自らの権力の象徴として保持し続けてきた美術品を自らのコレクションに加えることを、権力の移動の物証と捉える考え方があったのかもしれない。特に彼等が愛好した茶器の世界では、優れた茶器について伝来を重視する考え方が古くから存在し、自らの名が、一つの茶器の伝来の系譜に加わることには、感動を覚えたことであろう。

ところで、新聞記者から三井財閥の財界人、そして茶人へと転身した高橋箒庵によると、道具（美術品）は、金満家が土地、株・預金などの金融資産とともに、保有すべき重要な資産であると指摘し、道具の資産としての優位性を、長期的な価値上昇の可能性が大きいこと、市場における換金性が高いこととしている。同時に彼は、益田鈍翁らが入手したコレクションが、その後鈍翁らが開いた茶会等においてどのように用いられたかを新聞、書籍などを通じて公表している。また、鈍翁自身は、『近世道具移動史』の序文で、明治初頭の廃仏毀釈や自国文化軽視の風潮の中で、日本の美術作品の多くが海外に流出したことに鑑み、優れた日本美術の作品は国内に留め置き、将来の日本美術発展のための「標本」とすべきであるとし、自らのコレクション形成の目的の一つが、日本美術の国内における伝存にあることを示唆している。

「佐竹本三十六歌仙絵巻」の切断や、「三十六人家集」（西本願寺）の一部の解帖（解帖後の断簡は「石山切」と称される）の肝煎りをしたことをもって、鈍翁を文化財の破壊者と見ることもできるし、筆者自身もその行為を極めて遺憾なものとする。しかし、彼等がコレクションに向き合う際には、単に美術品としてその美的価値を愛好するだけでなく、実際に道具として使うことによる実用的価値、権力史の物証としての価値などのさまざまな価値観を持っていたことが判る。そのような価値観の中で分断されたこの2作品は、「佐竹本三十六歌仙切」、「石山切」という呼称のもと、現在においても極めて大きな注目を集める作品であること、そしてその分断の経緯は、各作品を語る際の重要な挿話として知られていることも事実である。

戦前の日本美術コレクターは、作品を所蔵することによって、単にその美的価値を独占するだけでなく、それを所有することの歴史的な名誉を感じ、また、さまざまな価値観で自らの所蔵品に向き合うことができたと考える。このような個人コレクターの姿勢は、戦後どのように変化していったのであろうか。

### 3. 多様な価値観の継承と断絶

戦前の日本美術コレクターたちが有していた作品を所蔵することに対する歴史的な名誉心やそれに向かい合う際の多様な価値観は、戦後も早いうちは一定期間継承されたと思われる。昭和40年代まで、家名とはいえ、所蔵者の固有名詞を作品名と併記する習慣があったのは、作品を所蔵する家であるという名誉心の証明であると見ることができる。

しかし、家という制度がその価値を失うにつれ、作品に付随する家の名誉という価値観は、その実体を失っていくことになる。また、昭和50年代以降は、「一億総中流」と称される家の格式や経済力の格差が徐々に小さくなっていくような社会構造が、日本に顕在化してきたことも、このような傾向に拍車をかけたと思われる。

そして、相続税法施行から60年以上を経た今、個人コレクターの家系における優れた美術作品の伝承も、2回以上の相続の機会を経ることによって困難になりつつあり、優れた美術作品は、個人の手許から美術館・博物館等の公的施設への移動が進みつつある。美術館・博物館に所蔵された美術品については、それを代々継承してきた歴史的な名誉という価値観は、必ずしも必要でない。また、現在における個人レベルでの美術への関心では、作品の美的価値以外に、その経済的価値への関心が、強くクローズアップされている現状がある<sup>3</sup>。

美術にまつわる多様な価値観が、美的価値、経済的価値に限られていくかのような現状は、美術そのものの受容に、それ以外の価値観から美術を受容したいと願う人々の美術に対する扉を閉じることにはならないだろうか。戦前の美術コレクターが有していたような美術に対する多様な価値観、それは、旧来のものを掘り起こしてもよいし、新たな価値観を開発することでもよいが、それが構築されることがなければ、美術に対する無関心の幅は今後一層拡大していくのではなかろうか。

---

1 1980年代末から90年代初頭のいわゆるバブル経済の時期、経済的成功者の中には、美術作品の収集を行なう者も多く、特に西洋絵画の名品などを、欧米のオークションにおいて高額で落札した場合などには、その個人名がマスコミを賑わすケースも多かった。しかし、彼等の美術品収集の目的が投機的なものである場合が多かったこと、優れた絵画作品をあたかも自らの占有物であるかのような発言をして世論の響きを買った者もいたこと、バブル崩壊後、収集した美術品の多くを、購入価格よりかなり低い価格で売却せざるを得ず、コレクションを散逸させるという事態に到り、不名誉な美術品収集者という立場に追い込まれたものが多かったこと、彼等の中には経済事犯で司直の裁きを受けたものも多かったことなどが、個人の美術コレクションに対する悪いイメージを社会に与え、この時期以降のコレクター名の匿名化に拍車をかけたと思われる。

2 高橋義雄『近世道具移動史』慶文堂 1929年

このほか戦前の美術作品の移動に関する図書としては、以下のものがあげられる。

渡辺源三『骨董太平記』太陽出版社 1932年

斉藤利助『書画骨董回顧五十年』四季社 1957年

またこれらに基づいて、近年発表された戦前の美術品移動に関する優れた論考に、小田



---

部雄二『家宝の行方 美術品が語る名家の明治・大正・昭和』(小学館 2004年)がある。  
3 テレビのいわゆる鑑定番組が人気を誇っている現状や美術品の売買をめぐる新聞等の報道が、その価格を中心に行なわれていることがその典型的な例といえる。

美術作品の公開に関する情報基盤の構築運営と  
近代日本における美術受容史研究への応用  
平成 15-17 年度科学研究費 [基盤研究 C (2)]  
研究成果報告書

課題番号 15520083

平成 18 年 3 月

研究代表者・編著／発行人  
静岡大学情報学部教授

高松 良幸

〒432-8011 浜松市城北 3-5-1  
静岡大学情報学部 高松良幸研究室  
TEL053-478-1549